

資料3-2

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

- 貸切バスの事業許可についてH29より5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する目的。
- 新規許可・更新許可の申請時に、添付書類として「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。
- 安全に貸切バス事業を行う経理的基礎を有するかどうかを確認するため、安全投資の実績及び事業者の経営状況を確認する。
- 2巡目(R5以降)からはさらに、車両停止以上の行政処分を受けた場合、第三者認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けていないと更新ができない。この規定は、事業を自らの確に遂行するに足る能力を有することを更新申請時に担保するために設けられたもの。

更新処分等状況

平成29年度～令和5年度中に更新期限を迎える事業者の状況

許可	不許可	審査中	廃止	失効	未提出	計
445	0	28	84	28	0	585

令和6年度の更新対象事業者と申請状況

()内は内数で申請済み事業者数

更新期限	大阪	京都	奈良	滋賀	和歌山	兵庫	計
R6.4~6	6 (6)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	11 (11)
R6.7~9	7 (7)	1 (1)	3 (3)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	22 (22)
R6.10~12	12 (12)	7 (7)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	10 (10)	37 (37)
R7.1~3	9 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	1 (0)	2 (0)	17 (0)
合計	34 (25)	12 (10)	5 (5)	10 (7)	5 (4)	21 (19)	87 (70)

資料3-3

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部旅客第二課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、**タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする「日本版ライドシェア（自家用車活用事業）」を創設。**
- タクシー配車アプリデータ等を活用して、**タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給。**



	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
0時	98%	98%	98%	98%	96%	89%	95%
1時	98%	98%	98%	97%	87%	67%	96%
2時	98%	99%	98%	99%	93%	66%	97%
3時	98%	98%	98%	98%	97%	70%	97%
4時	97%	98%	98%	98%	98%	87%	96%
5時	97%	97%	97%	98%	96%	95%	92%
6時	97%	97%	97%	98%	94%	97%	93%
7時	88%	91%	94%	94%	91%	98%	96%
8時	78%	81%	84%	85%	79%	98%	97%
9時	85%	85%	90%	88%	85%	97%	95%
10時	95%	95%	96%	95%	92%	95%	93%
11時	97%	97%	97%	97%	93%	94%	89%
12時	97%	97%	97%	96%	95%	93%	88%
13時	97%	98%	97%	97%	97%	94%	91%
14時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	94%
15時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	95%
16時	98%	97%	98%	97%	96%	92%	95%
17時	95%	93%	94%	92%	87%	85%	92%
18時	94%	94%	93%	92%	85%	90%	95%
19時	97%	97%	97%	97%	95%	93%	95%
20時	98%	98%	98%	98%	97%	95%	95%
21時	98%	98%	98%	98%	97%	96%	96%
22時	98%	98%	98%	98%	98%	97%	97%
23時	98%	98%	98%	98%	97%	97%	98%

東京の例

1. アプリデータに基づき不足車両数を算出し、自家用車活用事業を行う地域

東京、横浜、名古屋、京都、札幌、仙台、さいたま、千葉、大阪、神戸、広島、福岡（12地域）

2. 大都市部以外の地域

1. 以外の地域においては、簡便な方法により不足車両数を算出し、事業の実施が可能

- ※金曜日・土曜日の16時台から翌5時台をタクシーが不足する曜日及び時間帯とし、当該地域のタクシー車両数の5%を不足車両数とみなす
- ※事業者・自治体が曜日・時間帯における不足車両数を運輸支局へ申し出た場合、その内容を不足車両数とみなす
- ※実施後、タクシー不足が解消されない場合は、10%まで拡大可能

		登録ドライバー 増加人数※1	稼働台数※2	運行回数※3	1台1時間 あたりの運行回数 (参考) タクシー：約0.7回
京都 (京都市域) 4月8日から事業開始	4月	138人	327台	2,173回	約1回
	5月	81人	225台	2,017回	約1.3回
	6月	59人	428台	2,884回	約1回
	7月	26人	499台	3,257回	約1回
	8月	30人	603台	3,610回	約0.8回
	9月	23人	572台	3,466回	約0.8回
	10月第1週目	12人	126台	790回	約0.8回
	10月第2週目	0人	147台	929回	約0.8回
	合計	369人	2,927台	19,126回	約0.9回
大阪 (大阪市域) 5月31日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	134人	31台	171回	約1.3回
	6月	88人	180台	917回	約1.3回
	7月	95人	272台	1,291回	約1.2回
	8月	61人	313台	1,252回	約1回
	9月	37人	386台	1,305回	約0.8回
	10月第1週目	37人	98台	315回	約0.8回
	10月第2週目	4人	99台	339回	約0.8回
	合計	456人	1,379台	5,590回	約1回
兵庫 (神戸市域) 5月31日から事業開始	4月	-	-	-	-
	5月	50人	28台	135回	約0.3回
	6月	86人	213台	1,041回	約0.6回
	7月	42人	305台	1,462回	約0.5回
	8月	21人	362台	1,673回	約0.5回
	9月	9人	389台	1,570回	約0.5回
	10月第1週目	5人	100台	271回	約0.5回
	10月第2週目	0人	128台	301回	約0.2回
	合計	213人	1,525台	6,453回	約0.4回

※1 増加人数 = (新規登録ドライバー数) - (抹消ドライバー数)

※2 稼働台数は、時間枠ごとに稼働していた台数の累計 (稼働ドライバー数)

※3 運行回数は、実際に運行した回数の累計 (実際乗客を乗せた延べドライバー数)

資料3-4

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車交通部貨物課

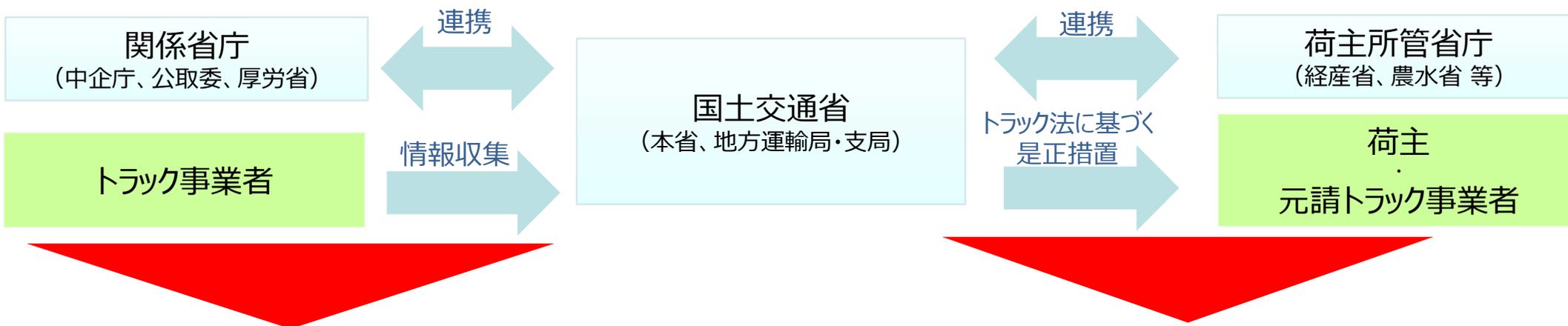
近畿地域事業用自動車安全対策会議

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月から**ドライバーに時間外労働の上限規制（年960時間）が適用**されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、強力な対応が必要。
- 令和5年6月2日の我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において策定された**「物流革新に向けた政策パッケージ」**において、具体的な施策として、商慣行の見直しを行うこととされ、荷主等への監視体制の緊急強化と、荷主対策の実効性を確実なものにするために、新たに**「トラックGメン」を設置**。

⇒ **令和5年7月21日、162名体制で本省及び地方運輸局等に設置**

※ **うち近畿運輸局には17名**

近畿運輸局貨物課4名、大阪運輸支局3名、京都運輸支局2名、奈良運輸支局2名、滋賀運輸支局2名、和歌山運輸支局2名、兵庫陸運部2名



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し、情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度の**執行力を強化**（2023年度～）

トラックGメンによる悪質な荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づき荷主等への働きかけを実施。

違反原因行為を荷主等がしている疑いがあると認められる場合

荷主等が違反原因行為をしていることを疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善されない場合

働きかけ

要請

勧告・公表

※ 荷主等の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

働きかけ等の累計実施件数（令和6年8月31日）

是正指導内容	件数
勧告・公表	2件（荷主1件、元請1件） 王子マテリア(株)、ヤマト運輸(株)
要請	175件(荷主89件、元請81件、その他(倉庫)5件)
働きかけ	825件(荷主548件、元請255件、その他(倉庫)22件)

⇒ **合計 1,002件の是正指導を実施**

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（52%）
- 契約にない附帯業務（17%）
- 運賃・料金の不当な据置き（14%）
- 無理な運送依頼（8%）
- 過積載運送の指示・容認（6%）
- 異常気象時の運送依頼（3%）

西日本合同パトロールを大阪で実施

パトロールの概要

・近畿、中国、四国、九州のトラックGメンが大阪に集結し、合同パトロールを実施。

広域でのトラックGメンの活動は、今回が初めての取組。

・中国・四国・九州のトラック事業者が、主な貨物の集積地である大阪において、「ドライバーの労働環境」や「適正な運賃の収受」が改善できない場合に、物流の継続に不安を持っていることから、大阪に本社やエリア統括拠点のある荷主に周知活動を実施。



【NHKで放送】

- ・この合同パトロールに、NHKが同行取材を実施。
- ・令和6年10月9日（水）おはよう日本で放送された。

資料3-5

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車監査指導部

近畿地域事業用自動車安全対策会議

集団指導講習会の開催

令和5年度も、関係団体の協力のもと、集団指導講習会を20回開催(参加延べ426事業者)し、「事業用自動車総合安全プラン2025」等に関して、周知・指導を行いました。

5年度内訳	バス	タクシー	トラック	延べ事業者数
局	—	—	—	—
大阪	1回 34事業者	—	—	34事業者
京都	—	—	7回 142事業者	142事業者
兵庫	—	4回 116事業者	—	116事業者
奈良	2回 36事業者	—	2回 25事業者	61事業者
滋賀	1回 18事業者	1回 15事業者	1回 15事業者	48事業者
和歌山	1回 25事業者	—	—	25事業者
計	5回 113事業者	5回 131事業者	10回 182事業者	20回 426事業者

4年度	15回 245事業者
3年度	6回 153事業者
2年度	3回 86事業者

運輸安全マネジメント制度を通じた安全体質の強化(令和5年度取組実績)

1. 運輸安全マネジメント評価の実施状況

(1) 乗合バス事業者	1社	(本省1、近畿運輸局0)
(2) タクシー事業者	0社	(本省0、近畿運輸局0)
(3) トラック事業者	8社	(本省3、近畿運輸局5)
(4) 貸切バス事業者		
一定規模(50両以上)の事業者の通常評価	1社	(本省0、近畿運輸局1)
新規許可を受けた中小規模事業者向け(50両未満)	13社	(本省0、近畿運輸局0、運輸支局等13)

[運輸安全マネジメント評価における助言事項例]

○事業者の自然災害対応への取組

- ・ 発災直後の人的・物的被害の軽減を図れるよう、防災マニュアルや営業所の運営に必要な非常電源等の設備や食料、毛布等の計画的装備の検討と実施といった、災害への備えや対策に取り組むこと
- ・ 国又は自治体が公表するハザードマップ等を活用して自然災害の被災リスクを確認した上で、まずは、人命最優先の原則を盛りこんだ防災の基本方針を策定し、社員へ周知して定期的に理解度・浸透度を把握されること

○その他

【事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用】

- ・ 事故・ヒヤリ・ハット情報の収集活用について、さらなる事故削減・防止に向け、事故の原因分析、再発防止策の策定、その効果の把握及び検証・見直しを実施するとともに、背後要因の抽出とその傾向を把握し、傾向に応じた全社的な対策を取組計画に反映させること

【内部監査】

- ・ 経営トップや安全統括管理者が国土交通省や第三者認定機関が実施する「ガイドラインセミナー」を受講すること等により運輸安全マネジメント制度の理解を深めたうえで、経営トップを含む経営管理部門に対しても運輸安全マネジメントにおける内部監査を行い、安全に関する取組が有効に機能しているかの確認までされること

2. 運輸安全マネジメント制度の普及・啓発に関する取組

事業者の安全管理体制の構築・改善及び災害対応力の向上を促進する観点から、運輸安全マネジメント制度の普及・啓発のためのセミナー・シンポジウムを開催

(1) 運輸安全マネジメントセミナー	101名	(延べ)
(2) 運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップ(上期)	83名	
(2) 運輸防災マネジメントセミナー&運輸防災ワークショップ(下期)	95名	
(3) 運輸安全マネジメントシンポジウム2024	178名	

2. 法令違反事業者等に対するコンプライアンスの徹底

令和5年度自動車運送事業者に対する監査及び処分状況

1. 監査等の実施状況

事業種別	監査種別	監 査				呼出指導	合計 (監査・指導)	
		特別 監査	一般監査		街頭監査 (台数)			小計
			(臨店)	(呼出)				
バス	0	90	51	315	456	137	593	
タクシー	0	55	40	1	96	168	264	
トラック	0	155	177	0	332	386	718	
計	0	※1 300	※2 268	316	884	691	1,575	

※1 平成20年度から実施している各府県の労働局との合同監査については、令和5年度においても、貸切バス2件、タクシー2件・トラック12件の計16件実施した。

※2 管内の各所（大阪城公園、嵐山、淡路夢舞台、法隆寺、八幡堀、那智山等）にて29回、貸切バス車両を対象にした街頭監査を実施した。
また、タクシーにあっては、関西国際空港にて1回実施した。

2. 監査の主な端緒別件数(呼出指導を除く)

端緒	バス	タクシー	トラック	合計
死亡事故(第1当)	0	1	19	20
悪質違反 (酒気帯び・無免許・救護義務違反等)	0	7	23	30
関係機関からの通報	1	8	56	65
労基通報	1	1	22	24
最高速度違反	0	1	3	4
駐停車違反	0	0	11	11
その他	0	6	20	26
法令違反の疑い	7	0	47	54
適正化機関からの情報	1	0	45	46
利用者等からの情報	3	0	0	3
その他	3	0	2	5
巡回指導拒否	0	0	0	0
新規許可・事業規模拡大	5	12	0	17
長期監査未実施	0	14	0	14
フォローアップ	50	27	147	224
街頭監査	315	1	0	316
その他	78	26	40	144
合 計	456	96	332	884

2. 法令違反事業者等に対するコンプライアンスの徹底

3. 行政処分等の実施状況

事業種別	処分等件数	処分の内容			警告
		許可取消	事業停止	車両の使用停止	
バス	処分等件数	0	0	10	38
	処分延日車数	—	0	660	
タクシー	処分等件数	0	0	23	51
	処分延日車数	—	0	993	
トラック	処分等件数	0	1	118	49
	処分延日車数	—	40	6,110	
計	処分等件数	0	1	151	138
	処分延日車数	—	40	7,763	

- ※上記以外に、
 ①運行管理者としての業務を誠実に実施せず、又は、その名義を使用させていた場合等に発令する運行管理者資格者証の返納命令を、トラック事業者それぞれの運行管理者4名に対して行った。
 ②貸切バス事業者に対する監査・通報制度により、行政処分の結果、下限割れ運賃等に旅行業者の関与が疑われる際に観光庁へ行う通報を1件行った。

5. 飲酒運転(道交法に基づく通報)にかかる監査及び処分件数

事業別	通報件数	監査実績件数	行政処分件数
バス	0	0	0
タクシー	1	0	0
トラック	11	12	7
合計	12	12	7

4. 行政処分等にかかる主な違反内容

違反内容	バス	タクシー	トラック	合計
事業計画等	18	9	52	79
事業計画・掲示等	4	9	52	65
名義貸し	0	0	0	0
運送引受書	14	0	0	14
雇用関係	0	0	0	0
過労防止等	66	41	503	610
乗務時間等	6	2	86	94
健康管理	7	6	45	58
点呼	21	16	186	223
乗務記録等	18	10	114	142
運行指示書	9	0	29	38
乗務員台帳	5	7	43	55
教育等	19	36	121	176
指導教育	15	29	101	145
適性診断	4	7	20	31
警察通報	0	21	30	51
最高速度違反	0	1	2	3
駐停車違反等	0	20	23	43
過積載違反	0	0	5	5
運行管理者(届出・講習等)	3	8	27	38
点検等	8	6	69	83
点検整備関係	2	5	30	37
整備管理者(届出・研修)	6	1	39	46
その他	4	16	23	43
合計	118	137	825	1,080

●一つの処分等に関し、複数の違反内容があるため、処分等の件数と違反内容の件数は一致しない。

資料3-6

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部技術課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省



問い合わせ先
(所属) 自動車技術安全部
(担当) 技術課 吉田 廣瀬
(技術課) 06-6949-6452

令和6年5月31日

不正改造は犯罪です！！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

近畿運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、6月1日（土）から30日（日）の1ヶ月間、自動車関係団体等と連携し、下記のとおり運動を展開します。

記

実施の目的

- 安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、不正改造を認識していただき「不正改造車を作らない！！乗らない！！」社会環境を構築する。
- 違法であるとの認識のないままに不正改造を行うユーザーや、車検時には基準に適合していても、車検後に不適合部品の取付けや装備義務のある部品を取外す不正改造を行う施工事業者に、不正改造は犯罪になることを認識してもらう。

よくある不正改造の事例

気が付かず基準不適合となる改造があります。取付け・変更した自動車部品が不適合とならないか注意してください。

- ① タイヤ及びホイール等（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ② 不適切な灯火器及び回転灯の取付け、装着義務のある灯火器の取り外し
- ③ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し、基準不適合マフラーの装着
- ④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付、装飾板の装着
- ⑤ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し
- ⑥ 直前直左鏡（カメラ）及びモニターの取り外し
- ⑦ 基準外ウイング・スポイラーの取付け
- ⑧ ダンプ車荷台のさし枠の取付け、突入防止装置（リヤバンパー）の取り外し
- ⑨ シートベルト警報装置を解除する用品の取付け
- ⑩ ディーゼル自動車が生じる黒煙、粒子状物質排出量に影響のある燃料噴射ポンプの改変



（回転部分がはみ出しているもの）

その他啓発活動等

不正改造防止を目的としたポスターやチラシを、警察や公共交通機関等に配布し本運動の啓発に努めます。また、国道や競艇場等の電光掲示板等による広報協力を行い、不正改造車の排除を積極的にユーザー等に呼びかけます。

**不正改造車を
作らない!!
乗らない!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令
↳ 従わない場合**使用停止命令の発令**

不正改造を実施した者
**6ヶ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金**

不正改造車を排除する運動

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

www.tenken-seibi.com

バイクもクルマも **交換用マフラーは
基準適合品を!**

それって犯罪!

ダメ!ダメ! 違法マフラー

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
→ 罰金命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金

国土交通省

相談窓口の設置

近畿運輸局及び各運輸支局等では不正改造に関する相談窓口を設置しています。また、不正改造が疑われる車両情報には、使用者に対して自主点検を案内するハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除を推進します。

【相談窓口・連絡先一覧】

近畿運輸局

自動車の基準に関する相談・不正改造情報窓口

自動車技術安全部技術課 TEL 06-6949-6452

近畿運輸局 HP 不正改造車情報提供窓口 (24時間受付)

https://www.1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html

ディーゼル車の排気ガス(NOx・PM法)、黒煙に関する相談・情報受付

自動車技術安全部保安・環境課 TEL 06-6949-6454

ナンバーを所管する運輸支局

大阪運輸支局整備部門 TEL 072-822-4374

京都運輸支局整備部門 TEL 075-681-9764

奈良運輸支局整備部門 TEL 0743-59-2153

滋賀運輸支局整備部門 TEL 077-585-7252

和歌山運輸支局整備部門 TEL 073-422-2153

兵庫陸運部整備部門 TEL 078-453-1103



配付先：青灯クラブ/近畿電鉄記者クラブ/陸運記者会

令和5年度 街頭検査実施結果 ～ 118台に整備命令を発令～

近畿運輸局では、道路運送車両の保安基準に不適合となる不正改造車の撲滅のため、警察及び自動車技術総合機構近畿検査部等の関係機関と連携し、公道等での街頭検査を実施しています。

令和5年度の街頭検査実施結果は、下記のとおりです。不正改造車などの不適切な自動車への整備命令発令件数は、昨年度の約1.2倍の118件です。

近畿運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、1年を通して不正改造車の排除に取り組んでいます。

記

令和5年度実施結果

1. 実施回数 : 413回 (令和4年度383回)
2. 検査台数 : 19,682台 (" 17,409台)
3. 延べ出動員数 : 1,830名 (" 1,916名)
4. 整備命令発令件数 : 118台 (" 95台)
5. 無車検車発見台数 : 2台 (自動読取装置による発見台数 : 0台)
6. 基準不適合箇所数 : 整備不良37件 (令和4年度21件)
不正改造346件 (" 237件)
7. 主な不正改造 : 騒音の増大を招くマフラーの装着
タイヤの車体外へのはみ出し
窓ガラスの着色フィルム貼付
不適合なランプの取付 等



深夜の街頭検査の状況

資料3-7

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部整備課

近畿地域事業用自動車安全対策会議



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

令和6年8月30日

問い合わせ先

(所属) 自動車技術安全部整備課

(担当) 竹内・里

(電話) 06-6949-6453



てんけんくん

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検 ～ 点検整備やらないと ～



つなぎちゃん

9月・10月は「自動車点検整備推進運動」の強化月間です

自動車は、使用期間や走行距離に応じて劣化や故障が生じます。不具合や故障等のトラブルを未然に防ぎ、環境に優しいドライブを実現するためには、自動車ユーザーひとりひとりの、点検・整備への意識向上が欠かせません。

このため近畿運輸局では、年間を通して実施している「自動車点検整備推進運動」を、特に9月・10月を強化月間と位置づけて、点検・整備の重要性を啓発するとともに確実な点検・整備の励行を積極的に推進することとしています。

【近畿地区の取り組み】

近畿運輸局管内の各府県の支局では、近畿地区自動車整備連絡協議会と連携し、点検・整備啓発ラッピングを施した自動車「点検・整備推進Car」を運行し、道の駅や観光地、大型ショッピングモールなどでポスター掲示のお願いや自動車ユーザーの皆様へチラシ等を配布することにより点検整備の重要性を啓発することとしています。

各府県の活動予定は別紙のとおりです。



昨年の点検・整備推進Carでの活動の様子

点検・整備推進Carの活動状況については、X（旧Twitter）「近畿運輸局自動車整備」でお知らせします。

X（旧：Twitter）アカウント：@kinki_unyukyoku

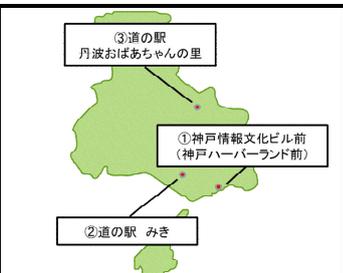
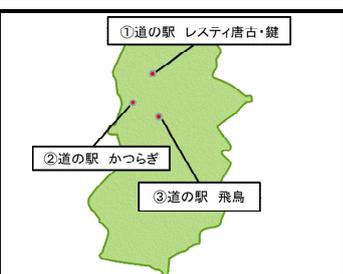
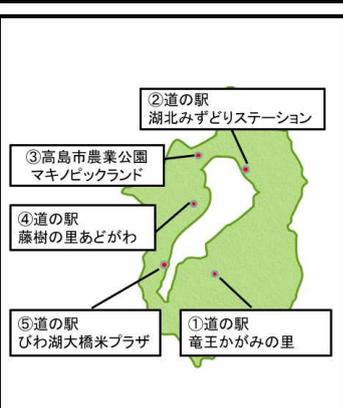
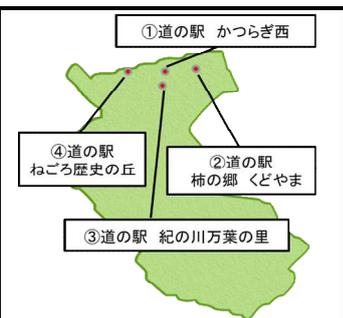
※この他の取り組みは令和6年度自動車点検整備推進運動強化月間実施細目のとおり。

配付先：青灯クラブ/陸運記者会

令和6年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定（9月）

（参考資料）

啓発活動は30分～1時間を予定しており、交通の状況により開始時間が変わる可能性があります。

大阪府		①	阪神高速 泉大津PA（海側） 大阪府泉大津市なぎさ町6-1	R6.9.6 （金）	11:00～	
		②	道の駅「愛彩ランド」 大阪府岸和田市岸の丘町3-6-18	R6.9.6 （金）		
		③	浜寺公園 大阪府堺市西区浜寺公園町2	R6.9.22 （日）	11:15～	2024おおさか交通安全ファミリーフェスティバルへ参加（車両展示なし） 雨天のため中止
京都府		①	道の駅「舟屋の里伊根」 京都府与謝郡伊根町字亀島459	R6.9.28 （土）	10:30～	
		②	道の駅 丹後王国「食のみやこ」 京都府京丹後市弥栄町鳥取123	R6.9.28 （土）		
兵庫県		①	神戸情報文化ビル前 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	R6.9.30 （月）	9:30～	神戸ハーバーランド前
		②	道の駅「みき」 兵庫県三木市福井2426	R6.9.30 （月）	11:00～	
		③	道の駅「丹波おばあちゃんの里」 兵庫県丹波市春日町七日市710	R6.9.30 （月）	14:30～	
奈良県		①	道の駅「レストステイ唐古・鍵」 奈良県磯城郡田原本町唐古70-1	R6.9.19 （木）	9:30～	
		②	道の駅「かつらぎ」 奈良県葛城市太田1257	R6.9.19 （木）	11:30～	
		③	道の駅「飛鳥」 奈良県高市郡明日香村越6番2号	R6.9.19 （木）	14:30～	
滋賀県		①	道の駅「龍王かがみの里」 滋賀県蒲生郡龍王町大字鏡1231-2	R6.9.27 （金）	9:30～	
		②	道の駅「湖北みずどりステーション」 滋賀県長浜市湖北町今西1731-1	R6.9.27 （金）	11:10～	
		③	高島市農業公園マキノビックランド 滋賀県高島市マキノ町寺久保835-1	R6.9.27 （金）	13:25～	
		④	道の駅「藤樹の里あどがわ」 滋賀県高島市安曇川町青柳1162-1	R6.9.27 （金）	14:20～	
		⑤	道の駅「びわ湖大橋米プラザ」 滋賀県大津市今堅田3-1-1	R6.9.27 （金）	15:30～	
和歌山県		①	道の駅「かつらぎ西」 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東1271番地28	R6.9.10 （火）	10:00～	
		②	道の駅「柿の郷くどやま」 和歌山県伊都郡九度山町入郷5番5	R6.9.10 （火）	11:15～	
		③	道の駅「紀の川万葉の里」 和歌山県伊都郡かつらぎ町窪487-2	R6.9.10 （火）	13:15～	
		④	道の駅「ねごろ歴史の丘」 和歌山県岩出市根来2020番地の1	R6.9.10 （火）	14:45～	

令和6年度 点検整備推進Carによる啓発活動予定（10月）

（参考資料）

啓発活動は30分～1時間を予定しており、交通の状況により開始時間が変わる可能性があります。

大阪府		①	イオンモール りんくう泉南 大阪府泉南市りんくう南浜3-12	R6.10.8 (火)	10:30～	駐車場にて1時間程度予定
		②	コストコホールセール 和泉倉庫店 大阪府和泉市あゆみ野4-4-45	R6.10.8 (火)	14:00～	
京都府		①	道の駅「ウッディー京北」 京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺町4 8 8	R6.10.15 (火)	9:30～	
		②	道の駅「美山ふれあい広場」 京都府南丹市美山町安掛下23-1	R6.10.15 (火)	11:00～	
		③	道の駅「スプリングスひよし」 京都府南丹市日吉町中宮ノ向8番地	R6.10.15 (火)	13:30～	
		④	道の駅「京都新光悦村」 京都府南丹市園部町曾我谷縄手1 5 - 3	R6.10.15 (火)	14:45～	
兵庫県		①	神戸情報文化ビル前 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-5-7	R6.10.1(火) R6.10.2(水)	9:30～	神戸ハーバーランド前
		②	道の駅「みき」 兵庫県三木市福井2426	R6.10.1(火) R6.10.2(水)	11:00～	
		③	道の駅「丹波おばあちゃんの里」 兵庫県丹波市春日町七日市 7 1 0	R6.10.1(火) R6.10.2(水)	14:30～	
奈良県		①	イオンモール 橿原 奈良県橿原市曲川町7丁目20-1	R6.10.11 (金)	10:00～ 12:00	駐車場で実施
		②	奈良競輪場内 奈良県奈良市秋篠町98	R6.10.12 (土)	11:00～ 16:00	マイカー点検フェスティバルへ参加
滋賀県		①	道の駅「竜王かがみの里」 滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡1231-2	R6.10.17 (木)	9:30～	
		②	道の駅「湖北みずどりステーション」 滋賀県長浜市湖北町今西1731-1	R6.10.17 (木)	11:10～	
		③	高島市農業公園マキノビックランド 滋賀県高島市マキノ町寺久保835-1	R6.10.17 (木)	13:25～	
		④	道の駅「藤樹の里あどがわ」 滋賀県高島市安曇川町青柳1162-1	R6.10.17 (木)	14:20～	
		⑤	道の駅「びわ湖大橋米プラザ」 滋賀県大津市今堅田3-1-1	R6.10.17 (木)	15:30～	
和歌山県		①	道の駅「くしもと橋杭岩」 和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川1549番地8	R6.10.8 (火)	11:30～	
		②	道の駅「すさみ」 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住808-1	R6.10.8 (火)	13:50～	
		③	道の駅「海南サクアス」 和歌山県海南市下津町小南51番地1	R6.10.8 (火)	15:50～	

自動車点検整備推進運動

忘れない、いつもの暮らしにクルマの点検



点検整備 やらないと



安全と環境保全には、**点検・整備**が必要です



「自動車点検整備推進運動」に関する情報や各種チラシ等はこちら

※各地域の取組については、最寄りの運輸局にお問い合わせください

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/tenken/t3/t3-1/>



▶自動車の点検・整備のことが詳しくわかります
www.tenken-seibi.com



▶クルマの愛情点検チェックガイド
www.tenken-seibi.com/m/s/index.html

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省 ■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人 日本自動車工業会
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会
一般社団法人 全国軽自動車協会連合会
一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
一般社団法人 日本自動車連盟（順不同）

一般社団法人 全国自家用自動車協会
公益社団法人 日本バス協会
一般社団法人 全国トラック協会
一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会
一般社団法人 全国レンタカー協会
一般社団法人 日本自動車タイヤ協会

全国石油商業組合連合会
一般財団法人 自動車検査登録情報協会
公益財団法人 日本自動車教育振興財団
一般社団法人 日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会

一般社団法人 日本自動車部品工業会
全日本自動車部品卸商協同組合
全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人 自動車用品小売業協会
一般社団法人 電池工業会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会

日本自動車車体整備協同組合連合会
一般社団法人 日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
一般社団法人 日本自動車部品協会
全国オートバイ協同組合連合会

令和6年10月1日
物流・自動車局
自動車整備課

冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が増加する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

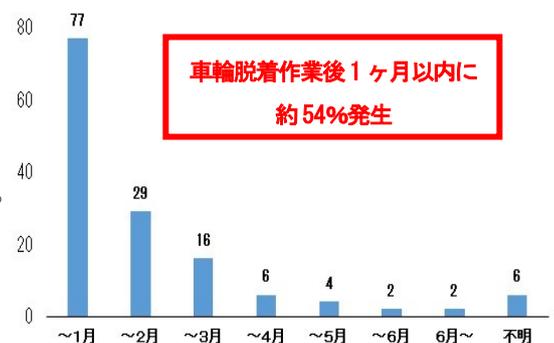
令和4年2月に設置された「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」において、大型車の車輪脱落事故事例について調査、分析を行い、同年12月に中間とりまとめを公表しました。調査結果から、事故車両の多くにタイヤ脱着作業時のワッシャ付きホイール・ナットの点検、清掃や各部位への潤滑剤の塗布、さらにはホイール・ナットが円滑に回るかの確認が不十分である等、適切なタイヤ脱着作業やタイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていないなどの問題点が確認されており、昨年度においても引き続き同様の事例が確認されています。

こうした状況を踏まえ、令和6年10月から令和7年2月にかけて「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施します。

【主な取組】

- 大型車のタイヤ脱着や保守を行う関係者に対して、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発を図ります。
- 例年、車輪脱落事故は冬用タイヤへの交換など車輪脱着作業から1～2ヶ月後が大半を占めており、積雪予報が発せられた直後に交換作業が集中し作業ミスが発生しやすい状況にあります。そのような中、不適切な脱着作業が確認されていることから、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化を推進します。
- 令和4年12月の中間とりまとめにおいて、タイヤ脱着作業による人為的な作業ミスを前提としたハード対策の推進が提言されています。近年、開発された車輪脱落事故防止対策品は、安全の確保のみならずドライバーの負担軽減も期待されること、普及促進のために数百台規模で実証調査を実施します。

車輪脱着作業から車輪脱落事故までの期間別
発生件数（令和5年度）



<添付資料>

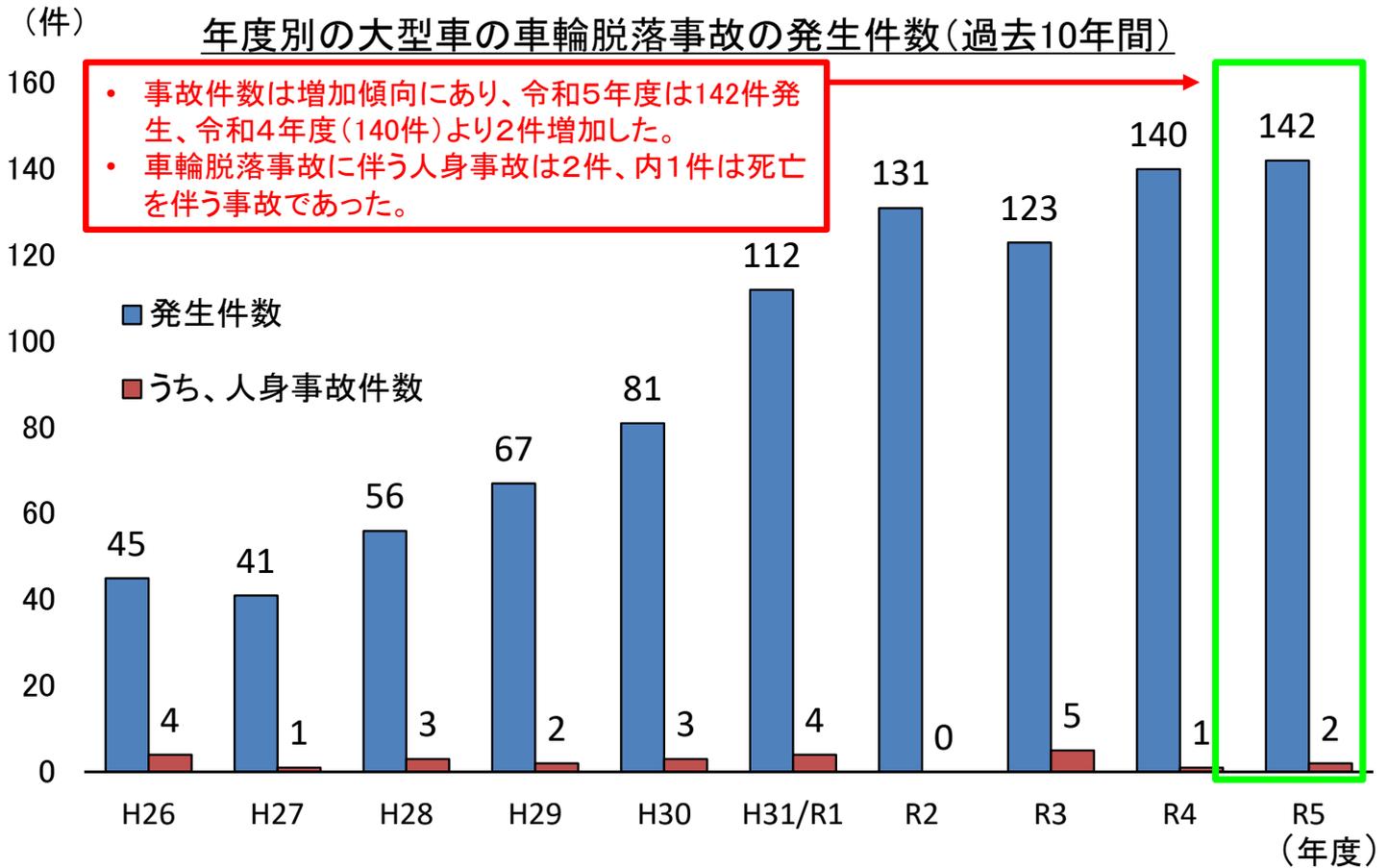
別紙1：車輪脱落事故発生状況

別紙2：車輪脱落事故防止対策品の実証調査

別紙3：大型車の車輪脱落事故防止のための啓発チラシ

<問い合わせ先>

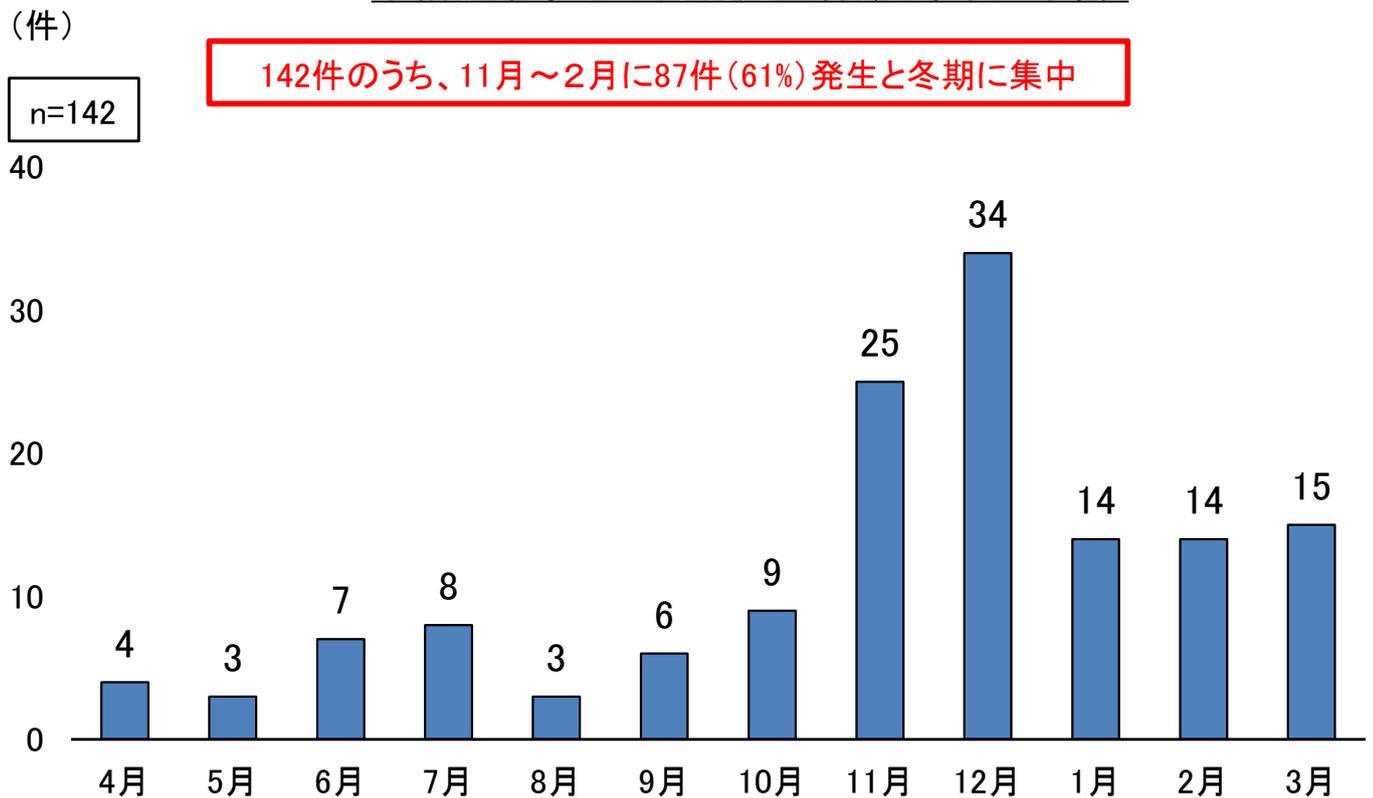
物流・自動車局自動車整備課 杉本、坂本
代表：03-5253-8111（内線：42413）
直通：03-5253-8599



※ 車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバスであって、ホイール・ナットの脱落又はホイール・ボルトの折損により、タイヤが脱落した事故

出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

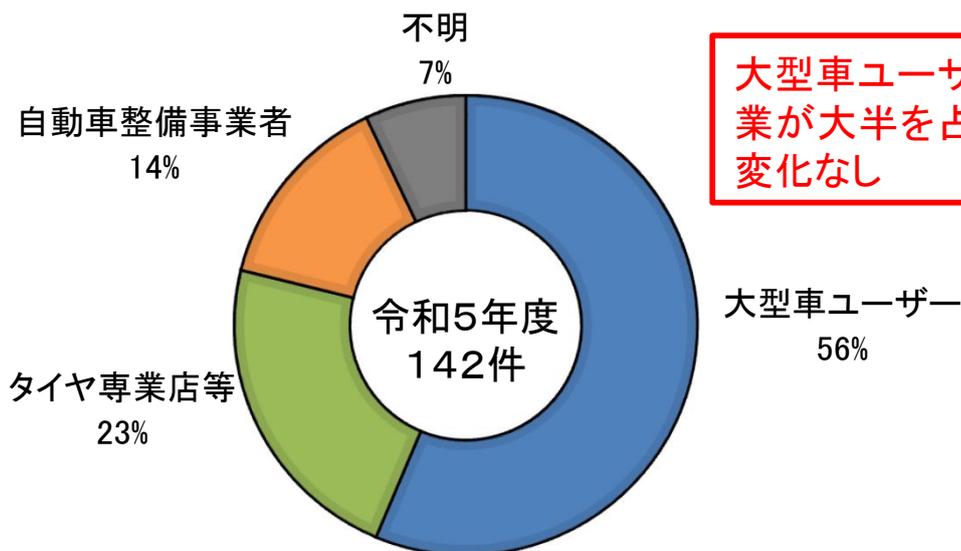
車輪脱落事故の月別発生件数(令和5年度)



出典: 自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故発生状況

タイヤ脱着作業実施者別



大型車ユーザー自らのタイヤ脱着作業が大半を占める傾向は、前年度と変化なし

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

タイヤ脱着作業実施者別 **タイヤ脱着作業時**における不備（令和5年度）

➤ 各作業実施者に同種不備があり、潤滑剤塗布未実施（不適切）の割合が高い

作業実施者	大型車の使用者 (80件のうち)	タイヤ専門店 (32件のうち)	整備事業者 (20件のうち)
作業等不備割合 ※1件に複数の 不備もあり	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【40%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【28.1%以上】	潤滑剤塗布未実施・ 不適切 【35%以上】
	トルクレンチ等不使用 【37.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【12.5%以上】	トルクレンチ等不使用 【15%以上】
	ホイール・ナット等清 掃未実施 【16.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【6.2%以上】	ホイール・ナット等清 掃未実施 【5%以上】

※ 車両総重量8トン以上の自動車又は乗車定員30人以上の自動車であって、車輪を取り付けるホイール・ボルトの折損又はホイール・ナットの脱落により車輪が自動車から脱落した事故

※ 各母数は調査できなかったものも含まれているため、各割合は●%以上と表示した

出典：自動車事故報告規則に基づく報告及び自動車メーカーからの報告

車輪脱落事故車両調査

- 令和5年度に発生した車輪脱落事故車両142台のうち119台に対して、各部品に劣化・損傷状態や、タイヤ脱着作業の実施状況を確認する事故車両調査を実施した。
- 事故車両調査の結果、
 - ・タイヤ脱着作業時に適切な点検・清掃、潤滑剤の塗布や劣化した部品の交換がされていない車両
 - ・タイヤ脱着作業後の増し締めが実施されていない車両などが確認された。

事故車両調査により確認された各部品の劣化・損傷事例

スムーズに回転しないホイール・ナット



ホイール・ナットとワッシャのすき間に潤滑剤の塗布が見られず、ホイール・ナットとワッシャがスムーズに回転しない。

著しいさびや汚れによるホイール・ナットとワッシャの固着



著しいさびによるディスク・ホイールの損傷



ディスク・ホイールのボルト穴や、ホイールの当たり面に、著しいさびによる劣化や損傷

ハブのホイール当たり面に著しいさび等の付着



○大型車の車輪脱落事故の発生件数は、近年増加傾向にあり、特に例年10月以降の冬用タイヤ交換期において車輪脱落事故が多発している

○そうした状況を鑑み、国土交通省は関係団体と連携し、大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン（令和5年10月～令和6年2月末日）を実施。

近畿運輸局における取り組みについて

- 関係団体及び大型車ディーラーの協力のもと、「彦根トラックステーション」、「大阪トラックステーション」、「針トラックステーション」において、大型車（中型車含む）のトラックを対象にホイール・ナットの増し締め点検を実施。



(大阪トラックステーション)

(針トラックステーション)



(彦根トラックステーション)



【実施結果】

実施場所	点検台数	緩みが見つかった台数
(滋賀)彦根トラックステーション	11台	2台
大阪トラックステーション	25台	6台
(奈良)針トラックステーション	24台	13台

※ 緩みが見つかった車両は適切なトルク値で増し締めを実施

防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさぬ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ唯一かつ最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても大丈夫です!!
がんばります!!



と

トルクレンチで 適正締め付

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施。

手トルクレンチで



ヨシ!

さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、追加塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



もうあぶないですよ



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をなじませてください。

オイルぬって
くださる



はい

い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
てい
こう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会 日本自動車工業会(いすゞ自動車 日野自動車 三菱ふそうトラック・バス UDI-トラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自家用自動車協会 日本自動車整備振興会連合会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工協同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 日本自動車車体工業会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備協同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています!

タイヤ交換作業にあたっては、[車載の「取扱説明書」]や[本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ5つのポイント」]、
[下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」]などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい
取り扱い方法をご確認いただき、適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。



注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、
スチールホイールの取り扱いミス (誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの 潤滑について

ISO方式

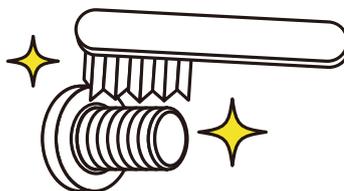
ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに!

ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット締め付け時の
注意点だよ!

ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの締め付け構造	
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		



資料3-8

「事業用自動車総合安全プラン2025」の 取組状況等について

近畿運輸局 自動車技術安全部保安・環境課

近畿地域事業用自動車安全対策会議

保安環境課の取組み

○事業用自動車の交通事故の概況の公表（P3）

- ・事業者から報告のあった事故報告書をもとに、近畿の交通事故の概況を取りまとめ近畿運輸局HPにおいて公表

○遠隔点呼・業務後自動点呼の概況（P4-6）

- ・運行管理の高度化の進展については表のとおり。
- ・管内の遠隔点呼、業務後自動点呼の届出件数は順調に増加している。
- ・現在、来年4月から事業者間の遠隔点呼や業務前自動点呼の本実施を目指しており先行実施による検討が進められている。

○飲酒運転防止マニュアルの公表（P7-8）

- ・飲酒運転防止のため、事業者自らがスクリーニング検査などにより飲酒傾向の強い運転者に適切に対応できるようマニュアルを整備

○貨物軽自動車運送事業者に対する安全対策（P9-10）

- ・令和7年4月から貨物軽自動車安全管理者の選任義務や事故報告の義務付けなどの安全対策が行われる

○補助金について（P11-12）

- ・今年度もASVや運行管理の高度化支援などについて補助金を支給している。補助金の申請先はTOPPAN（株）



国土交通省

令和5年版 近畿の事業用自動車等の交通事故の概況

国土交通省 近畿運輸局

令和6年8月29日

自動車運送事業者の皆様へ

届出件数、死者数・負傷者数は前年に比べて増加。

死傷、車内及び健康起因事故が前年より大幅増加。

自動車運送事業者は死亡事故など重大な事故を引き起こした場合、自動車事故報告規則（昭和26年12月20日運輸省令第104号）に基づき国に報告する義務があります。

この度、近畿運輸局では、令和5年中に自動車運送事業者から報告された自動車事故報告書等をもとに事業用自動車等の交通事故の概況をとりまとめ、近畿運輸局のホームページに掲載しましたのでお知らせします。

今回報告された件数は747件で、うち車両故障を除く301件が死亡事故などの重大な事故で、前年の278件より23件増加しています。

また、事故の種類別では、死傷94件、衝突72件、健康起因40件、火災24件、車内23件等で、なかでも死傷、車内及び健康起因が前年より大幅に増加しています。

なお、その他の概況につきましては、下記のアドレスに掲載しておりますので今後の安全運転、事故防止の参考にしてください。

●近畿運輸局 HP <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/anzen/statistics.html>

ふんわりアクセル

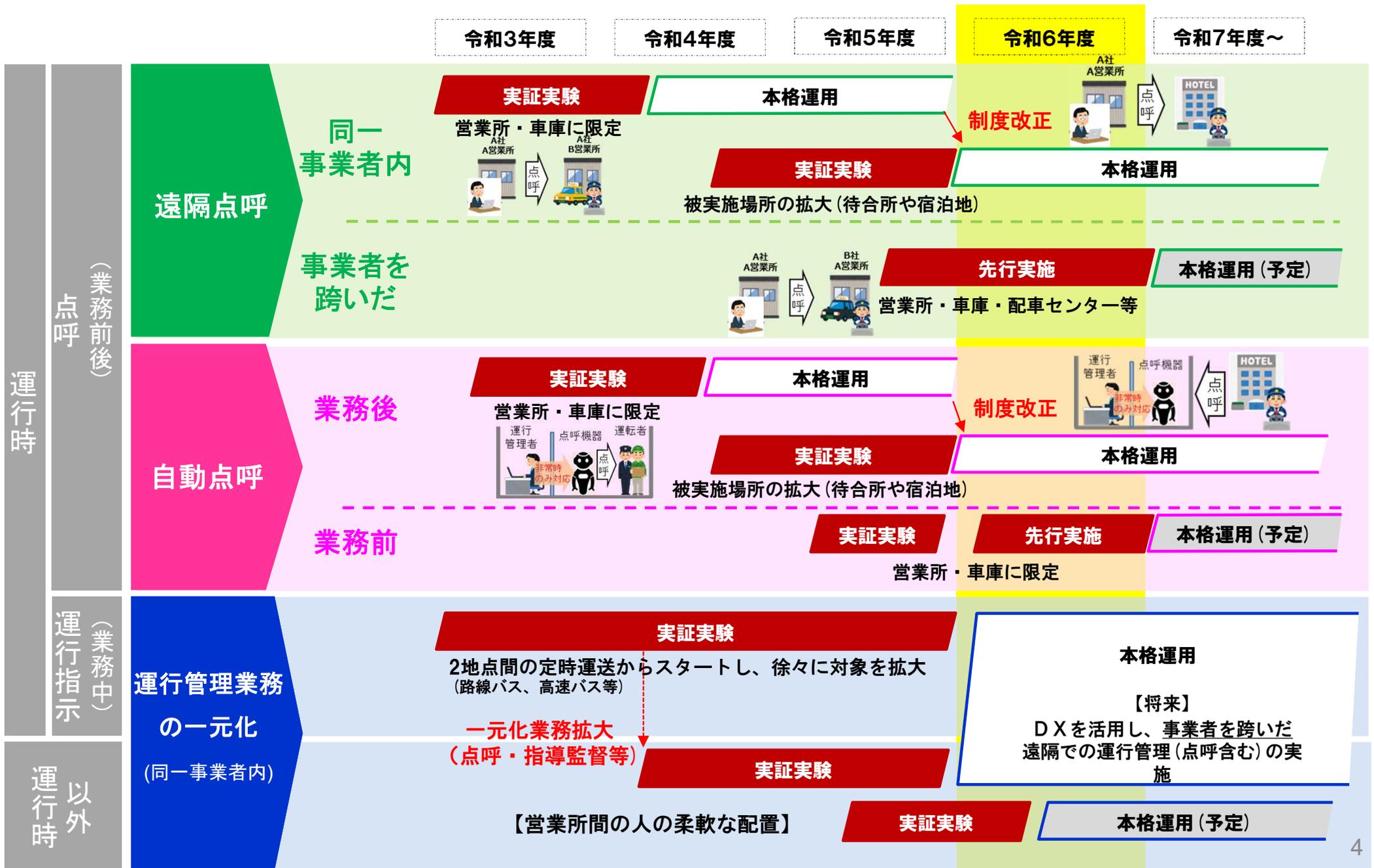
笑顔の『おかえり』待ってるよ



問い合わせ先
(所属) 自動車技術安全部保安・環境課
(担当) 浦部・牧野
(電話) 06-6949-6454

配布先：陸運記者会

ICTの活用による運行管理業務の高度化のシナリオ



遠隔点呼・業務後自動点呼の届出状況

- 令和6年3月31日までの届出受理数（赤字は令和5年9月末時点の数）

	トラック	バス	タクシー
遠隔点呼	1131(179)(85)	235(31)(11)	78(8)(3)
業務後自動点呼	860(120)(54)	188(26)(5)	42(6)(0)

※（ ）内 近畿運輸局管内届出受理数

- 遠隔点呼の今後の取組

<事業者間での遠隔点呼の実現に向けた検討>

- ✓ 持ち株比率100%以下の資本関係、もしくは資本関係のない事業者間での遠隔点呼
- ✓ 宿泊地や休憩地においてモバイル機器を使用した遠隔点呼等

- 自動点呼の今後の取組

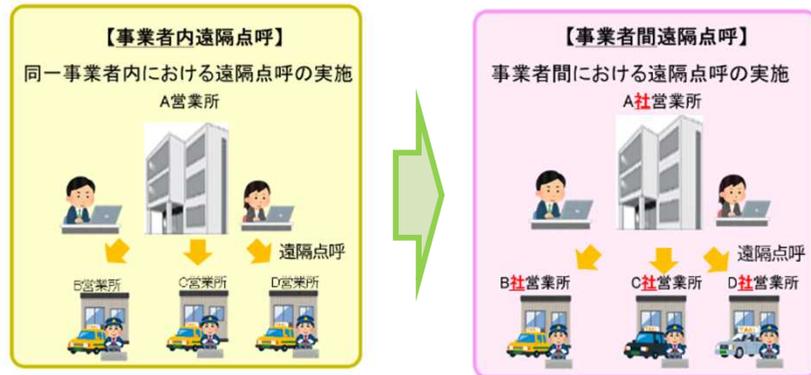
<業務前への拡大>

- ✓ 業務前自動点呼の実証実験結果（令和5年6月～10月実施）を踏まえた要件の検討

遠隔点呼・自動点呼を活用し、従前と同等の安全性を確保しながら、運転者・運行管理者の働き方改革を促進し、人手不足などの課題解決を図る

運行管理の高度化 今後の取組

事業者間での遠隔点呼の実現に向けた検討



昨今の運送事業者の人手不足に迅速に対応するため、具体的なニーズや現状の同一事業者内遠隔点呼の普及も踏まえ、従前と同等の輸送の安全を確保しながら、事業者を跨いだ遠隔点呼が早期に実施可能となるよう、令和5年度において実証を実施。**「事業者間の遠隔点呼の先行実施要領」**を今年度も引き続き発出し、希望する事業者に対し運行管理高度化ワーキングの監督下において実証を実施中。

⇒令和6年7月 事業者間遠隔点呼の先行実施要領を発出し参画事業者を募集中

業務前自動点呼の実現に向けた検討



業務前点呼において、運行管理者が立ち合いを行わずに点呼が実施可能となる「業務前自動点呼」の実証実験を令和5年度において実施。**令和6年度から先行実施を開始**し、今年度も引き続き実証を実施中であり、制度化のための要件の取りまとめを行い、**早期の実現を目指す**。

⇒令和6年5月 業務前自動点呼の先行実施要領を発出し、参画事業者を募集中

事業用自動車運転者の健康管理に関する主な取組

従来からの法令上の義務

- 「乗務員等の健康状態の把握」「疾病等により安全な運転ができないおそれのある乗務員等の運行の業務禁止」
⇒ 雇い入れ時の健康診断及び定期健康診断実施の義務付け
- 「運行管理者による点呼時の確認」
⇒ 業務前点呼により、疾病等で安全な運転をすることができないおそれの有無等について確認

健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- 『健康管理マニュアル』（平成22年7月策定 平成26年4月改訂）
⇒ 健康状態の把握、就業上の措置の決定等について具体的方策を整理
⇒ SAS、脳血管疾患及び心臓疾患に関するスクリーニング検査を推奨
- 『睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策マニュアル』（平成15年6月策定 平成19年6月及び平成27年8月改訂）
- 『脳血管疾患対策ガイドライン』（平成30年2月策定）
- 『心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン』（令和元年7月策定）
- 『自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル』（令和4年3月策定）
- 『自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル』（令和6年3月策定）

各マニュアルの周知状況やスクリーニング検査の受診状況につき各モードごとに調査実施



スクリーニングモデル事業の実施

- 『自動車運送事業者への脳健診普及に向けたモデル事業』の実施（平成30年度～令和4年度）
- 『眼科検診普及に向けたモデル事業』の実施（令和3年度～）

自動車運送事業者における飲酒運転防止対策

自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアルの作成



飲酒運転防止を目的とし、

- 1章: 飲酒運転防止対策の必要性
- 2章: 事業者による運転者へのアルコール依存症の把握
- 3章: **スクリーニング検査※**
- 4章: **アルコール依存症検査※**における事業者の対応

について記載し、事業者自らが飲酒傾向の強い運転者に対するための具体的な方法について記載。
 国交省HPにて公開中。業界団体を通じて周知。

改正後自動車事故報告書裏面(抜粋)

氏名	名			姓		
生年	年	月	日	年	月	日
事故種別	本務・臨時の別		1 本務	2 臨時		
自動車の運転を職業とする者であるかどうか	☆ 事故日以前1ヶ月間に出勤しなかった日数		日			
	☆ 業務開始から事故発生までの業務時間及び業務距離		時間 km			
	☆ 最近出勤しなかった日から事故日までの勤務日数及び業務距離の合計		勤務日数	日 km		
損害の程度	1 死亡		2 重傷		3 軽傷	
シートベルトの着用状況	1 着用		2 非着用		3 非着用	
☆ 交替運転者の数	1 有		2 無 (交替後の業務時間及び業務距離)			
☆ アルコール依存症のスクリーニング検査の受診状況	1 有		2 無 (最近の受診年月日) 年 月 日			
☆ 飲酒の時点及びその飲酒量	1 運行前		2 運行中 (飲酒量)			
☆ 過去3年間の事故の状況	1 有		2 無 (過去3年間の事故件数) (最近の事故年月日) 年 月 日			
☆ 過去3年間の道路交通法の違反の状況	1 有		2 無 (過去3年間の違反件数) (最近の違反年月日) 年 月 日			
☆ 過去3年間の適性診断の受診状況	1 有		2 無 (最近の受診年月日) (適性診断受診場所) 年 月 日			
☆ 最近の健康診断の受診年月日	(最近の受診年月日) 年 月 日					

※令和6年10月自動車事故報告規則を改正し、検査の実施状況の報告を求める。

自動車運送事業者を対象とした飲酒運転防止セミナーの開催



令和6年2月22日(木)に**飲酒運転防止セミナー**を対面・WEB方式にて開催。国土交通省から事業用自動車の飲酒運転の状況とその対策について説明したのちに、

- ・飲酒に対する正しい知識と飲酒運転防止策について
- ・アルコール依存傾向の強い運転者の早期発見と職域における対応について、有識者お二人にご講演頂いた。

どのテーマも**9割を超える参加者**から「よく理解できた」と回答があり、**業務への活用についても「大いに活用できる」「一部活用できる」の回答が9割超**を占めた。

令和6年度も開催予定。

貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策

1 貨物軽自動車安全管理者の選任と講習受講の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任※し、以下2つの講習受講を義務付ける。

- ・貨物軽自動車安全管理者講習：貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講
- ・貨物軽自動車安全管理者定期講習：2年ごとに受講

※ 一般貨物自動車運送事業等を経営している場合、営業所において運行管理者として選任されているものを当該貨物軽自動車安全管理者として選任することも可

- 貨物軽自動車安全管理者を選任したときは、貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称、貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日、貨物軽自動車安全管理者の兼職※の有無等を届出させる。

※ 主に運転者や運行管理者と兼ねるかどうかを記載

- 既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については、施行後2年の猶予期間を設ける。

2 業務記録の作成・保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）に対して、業務記録の作成及び1年間の保存を義務付ける。主な項目は以下の通り。：

- ① 業務の開始、終了及び休憩の日時
- ② 業務の開始、終了及び休憩の地点
- ③ 業務に従事した距離
- ④ 主な経過地点
- ⑤ （荷主都合により集貨又は配達を行った地点で30分以上待機した場合）
集貨地点、集荷地点に到着した日時、荷役作業の開始及び終了の日時、附帯業務の開始及び終了の日時
- ⑥ （荷役作業等を実施した場合（荷役作業等が契約書に明記されている場合は、荷役作業等が1時間以上である場合に限る））
集貨地点、荷役作業の開始及び終了の日時、荷役作業の内容、左記に掲げた事項に係る荷主の確認の有無

貨物軽自動車運送事業に対する今後の安全対策

3 事故記録の保存の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策等の記録、及びこれらの記録の3年間の保存を義務付ける。

4 国土交通大臣への事故報告の義務付け

- 貨物軽自動車運送事業者に対して、死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。

5 特定の運転者への指導・監督及び適性診断の義務付け

- 一般貨物自動車運送事業者等に義務付けている以下の特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診を貨物軽自動車運送事業者（バイク便事業者を除く）の特定の運転者にも義務付ける：
 - ① 運転者として新たに雇い入れた者
 - ② 高齢者（65歳以上の者）
 - ③ 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者
- 上記について、既存の貨物軽自動車運送事業者については、施行後3年の猶予期間を設ける。
- また、貨物軽自動車運送事業者は、運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適正診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成し、これを営業所に備え置かなければならないことを義務付ける。

スケジュール

法律は令和6年5月15日に公布済。今後の予定は以下の通り。

・本年11月を目途に、公布後6ヵ月以内に講習機関に係る登録の申請を開始

・来年度当初を目途に、公布後1年以内に貨物軽自動車運送事業者に対する規制を開始（既存の貨物軽自動車運送事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任については施行後2年の猶予期間、特定の運転者への指導・監督及び適性診断の受診の義務付けについては施行後3年の猶予期間を設ける）

自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送 事業者の方必見!



事業概要

自動車運送事業の安全総合対策事業の実施に要する経費の一部を補助することにより、自動車運送事業における先進安全自動車 (ASV) や過労運転の防止に資する機器の導入等の取組を支援することで、自動車事故の発生防止を図ります。

I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



補助対象事業者...(1)自動車運送事業者※中小企業が対象(一般旅客貸切自動車運送事業者を除く)

(2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る **補助率...**中小企業：1/2 中小企業以外：1/3

最大補助額...中小企業：30万円(1車両あたり) 中小企業以外：20万(1車両あたり)

補助対象...①衝突被害軽減ブレーキ(歩行者検知機能付き) ②車間距離制御装置+車線維持支援制御装置

③ドライバー異常時対応システム ④先進ライト ⑤側方衝突警報装置 ⑥後側方接近車両注意喚起装置

⑦統合制御型可変式速度超過抑制装置 ⑧アルコール・インターロック ⑨事故自動通報システム(後付けのものも含む)

I-2 運行管理の高度化に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



補助対象事業者...(1)自動車運送事業者※中小企業が対象 (2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る **補助率...**1/3

最大補助額...120万円(事業者1者あたり) **補助対象...**①デジタル式運行記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー

(貨物自動車運送事業者のみ) ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型(通信機能付きを含む)

I-3 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



補助対象事業者...(1)自動車運送事業者※中小企業が対象 (2)リース事業者※貸渡し先は(1)に限る

補助率...1/2 **最大補助額...**80万円(事業者1者あたり) **補助対象...**①(IT、遠隔、自動)点呼機器 ②運行中

における運転者の疲労状態を計測する機器 ③休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器 ④運行中の運行管理機器

I-4 社内安全教育の実施に対する支援

[詳しくはこちら▶](#)



補助対象事業者...自動車運送事業者※中小企業が対象 **補助率...**1/3

最大補助額...100万円(事業者1者あたり) **補助対象...**事故防止コンサルティング

PC、スマホ等でクリック!

詳しくは本補助金のホームページをご確認ください。 <https://hogo-zoushin.jp/>

ホームページに掲載されている公募要領や申請の手引き、よくある質問もご確認いただいたうえで、申請についてご不明点がございましたら令和6年度被害者保護増進等事業費補助金事務局までお問い合わせください。

☎ **03-4330-3791** 受付時間 9:00~18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く



FAQ
よくある質問は
裏面へ →

自動車運送事業の安全総合対策事業

よくあるご質問



Q1. どのように申請したらよいですか？

A1. 本補助金のホームページの右上にある申請システムで申請していただけます。

Q2. 申請者は法人でなければいけないのでしょうか？

A2. 申請者は法人に限らず、個人でも対象事業を経営する方であれば申請が可能です。

Q3. 補助対象となる機器等を教えていただけますか？

A3. I-2, I-3, I-4 の支援策と I-1 の後付け事故通報システムにおいては、本補助金ホームページの補助対象機器一覧等に記載されているもののみが対象となります。
※I-1 の後付け事故通報システム以外の補助対象装置は、公募要領に記載の機能要件に当てはまる装置が対象となります。詳しくは公募要領をご確認ください。

Q4. 既に購入している機器等でも補助対象となりますか？

A4. 下記表の条件を満たしている補助対象機器等は、補助の対象となります。
詳しくは各支援策の公募要領をご確認ください。

I-1 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

I-2 運行管理の高度化に対する支援

I-3 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援

令和6年4月1日~令和7年1月31日までの間に購入し、支払いを完了したもの
※リースの導入も対象
※I-1は、上記期間までに補助所対象装置を搭載した事業用車両の購入(新車新規登録)したものであること

I-4 社内安全教育の実施に対する支援

交付決定後~令和7年1月31日までの間に購入し、コンサルティングを実施し、支払いを完了したもの

Q5. 他の補助を受けている場合、交付を受けることはできますか？

A5. 本事業と同目的のもと国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む)を受けた事業には、交付しません。

Q6. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか？ (予算がなくなったら終了ですか？)

A6. 補助金申請額が予算額に達した場合、申請受付を締め切らせていただきます。
予算消化率は、本補助金ホームページで適宜公開しております。